

第六十八回国会 建設委員会

議録 第六号

(二二六)

昭和四十七年四月五日(水曜日)
午前九時三十六分開議

出席委員

委員長 龍山 孝一君

理事

田村 良平君

理事

阿部 昭吾君

理事

小沢 一郎君

理事

笠岡 翁君

理事

浜田 幸一君

理事

村田 敏次郎君

理事

佐野 審治君

理事

新井 彰之君

理事

吉田 之久君

理事

出席國務大臣

建設大臣

西村 英一君

理事

田中 六助君

理事

藤尾 正行君

理事

大津留 温君

理事

高橋 弘篤君

理事

建設省計画局長

建設省都市局長

建設省住宅局長

事務代理

建設省主計局長

計官

文部省大学學術

局技術教育課長

建設省都市局長

水道部長

住宅金融公庫總裁

淺村 久保

廉君

赴君

同日

蒲井 達樹君

逸夫君

同日

阪上安太郎君

利尚君

同月三十一日

松浦 利尚君

同月二十四日

八木 昇君

同月二十四日

松浦 利尚君

同月二十四日

松浦 利

地方道の整備促進に関する陳情書（関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長春日井秀雄外九名）（第一七八号）

大和郡山市都市計画道路並びに再開発計画反対に関する陳情書（大和郡山市南郡山町台所北二二〇伊尾利秋外三千九十三名）（第一七九号）

建設省直轄道路維持修繕費に係る都道府県負担全免措置に関する陳情書（近畿二府六県議会議長会代表和歌山県議会議長妙中正一外七名）（第一八〇号）

下水道整備事業の推進に関する陳情書（関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長春日井秀雄外九名）（第一八一号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第六一號）

下水道事業センター法案（内閣提出第六二號）

○龜山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。阿部昭吾君。

○阿部（昭）委員 大臣、簡潔にお尋ねをいたしま

す。
いままでこの法案の審議の過程においていろいろと論議がかわされた点でありますけれども、今回の改正によって、民間デベロッパーがたとえばマンション等を建てるというような場合に、今度公庫の融資対象にするという内容になつておるわけですが、民間デベロッパーに対する融資が、今回の改正を機会として次第に広げられていくのではないか。このことは、住宅金融公庫法が個人住宅の融資、いわば庶民の住宅建設資金の問題を解決していくといふ本来のたてまえから、そういう民間デベロッパーという業者を擁護

する制度に、次第次第に質的な変化を遂げていくのではないかということを懸念するわけであります。したがって、今回のこの改正がそういう道を辿ることなんだと思います。大臣の所見をひとつ承りたいのであります。

○西村國務大臣 大都市におきましては個人の持家取得はきわめて困難になつておるため、公園、公庫等の公的分譲住宅の拡大をはかるとともに、民間のエネルギーを活用し、計画的に開発され良質な住宅の供給を促進する必要があると考え、この制度を設けた次第であります。したがって、御説のとおり良質低廉な住宅の供給を促進することのないよう十分配慮してまいりたいのですが、民間のデベロッパーといいましてもビジネスからギリまでありますので、この辺は十分私のところで監督をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○阿部（昭）委員 若干不明確な感じもいたしますが、今までの審議の過程の中で特に指摘をされたこの問題に対し、さらに一そらの厳格な態度で、無制限に民間デベロッパーに対する融資の拡大などということにならないような基本的な立場を確認をいたしたいと思うのであります。

第二の問題は、今回の改正、これは融資率の問題、金利あるいは償還期間、こういう問題がいままでは全部法律事項だったのです。これをほとんど全部政令事項に移したというところに今後の改正の大きな特徴があるわけがありますが、ほんと全部の政令事項にしておらぬと考へますから、こういう問題は全部法律事項にしておらぬ、こういうよろんな状況、あるいは特に、いま土地等に対しても融資の対象としておるわけあります。たとえば三・三平米木造住宅で十万円かかる。ところが標準単価はその六、七〇%にしかなりません。ところが標準単価はその六、七〇%にしかならぬ、こういうよろんな状況、あるいは特に、いま土地等に對しても融資の対象としておるわけあります。たとえばこのあたりになりますとまるで標準単価といふものが問題にならない。しかも、この融資を受けました方々は、融資の対象になつた土地建物は全部一番の抵当権を設定するということになりますが、このあたりになりますとまるで標準単価といふべきだ、こういう御意見が今までの審査の過程で強く出されておるのであります。したがつて、いま私ども、この改正案審議の経過の中でもいろいろ議論がありましたが、政令事項にしていくといふ努力が求められなければならない

んが、政府の一方的な恣意でそういう基準というのをどんどんやらねたんじゃ、私どもは從来の所見を承りたいと思います。

○西村國務大臣 今回の公庫法の改正によりまして、実は安心できないものがある。したがつて、基本的にこの問題を法律事項にしておべきだという認識でござりますが、當面、政令事項をいろいろ改変いたします場合には、国会の意思を十分に尊重するという立場でやつてもらわなければいけないと、われわれ自身も一つの自己矛盾を感じるのであります。今回のこの改正については、政令事項に移すという、こういう改正案が出ておるのでありますから、私どもいま議論としては、いかぬとして、御説のとおり良質低廉な住宅の供給を促進することのないよう十分配慮してまいりたいのですが、民間のデベロッパーといいましてもビジネスからギリまでありますので、この辺は十分私のところで監督をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○阿部（昭）委員 まさにこの改正案の審査がずっと進んでいます。民間のデベロッパーといいましてもビジネスからギリまでありますので、この辺は十分私のところで監督をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

ささらに、時間の関係で要約して申し上げますが、いま住宅金融公庫の融資のこの制度の中で、たとえば標準単価の問題、標準建設費の問題、こういった問題が実情に即しておらないのであります。たとえば標準単価はその六、七〇%にしかならぬ、こういうよろんな状況、あるいは特に、いま土地等に對しても融資の対象としておるわけあります。たとえば三・三平米木造住宅で十万円かかる。ところが標準単価はその六、七〇%にしかならぬ、こういうよろんな状況、あるいは特に、いま土地等に對しても融資の対象としておるわけあります。たとえばこのあたりになりますとまるで標準単価といふものが問題にならない。しかも、この融資を受けました方々は、融資の対象になつた土地建物は全部一番の抵当権を設定するということになりますが、このあたりになりますとまるで標準単価といふべきだ、こういう御意見が今までの審査の過程で強く出されておるのであります。したがつて、いま私ども、この改正案審議の経過の中でもいろいろ議論がありましたが、政令事項にしていくといふ努力が求められなければならない

頼いしたい、かように思うのであります。大臣の所見を承りたいと思います。

○西村國務大臣 今回の公庫法の改正によりまして、確かにこの公庫の融資率、金利、償還期間等が政令で定められることになりましたが、本建設委員会においてもたいへん議論のあったところであります。したがいまして、政令を定められました。国会におけるこの委員会における審議の趣旨を十分尊重して今後この政令を定めたいと思つております。

次にもう一つの御質問でございますが、個人住宅等の融資ワクの増加とかあるいは標準の建設費、標準単価の引き上げ、償還期間の延長等につきましては、従来建設省といたしましては予算の折衝のおりにたいへん努力をしてまいりましたが、十分皆さま方の御満足のいくような結果にはなつておらないのは事実に認めなければならぬと私は思つております。したがいまして、それらの問題が実勢に合ひよろくな努力を今後ともいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○阿部（昭）委員 最後に、いまの新住宅市街地開発事業その他大規模な開発事業の実施、こういう場合に、地方財政の負担というものがなかなかいたいへんなんであります。これに対して政府は適確な措置を考えてもらわなければならぬと思うのであります。特にいわゆる利便施設、関連公共公益施設の建設資金については、公団が行ないます場合と地方自治團体等が行なう場合との間に、その償還期限にものすごい差がついておるわけであります。したがつて、この不合理は当然私ども是正をしてもらなければならぬと考へて、いまでも委員会審議の経過の中でいろいろ質疑を展開してあります。また、この不合理は当然私ども是正をしてもらなければならぬと考へて、いまでも委員会審議の経過の中でいろいろ質疑を展開してあります。償還期限の大額な延長、地方自治体に対する財政の問題について適切な措置を講じていく、こういう努力を払つてもらわなければならぬ、こういうふうに思うのであります。償還期限の大額な延長、地方自治体に対する財政の問題について適切な措置を講じてい

「異議なし」と呼ぶ者あり

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よって、さつまへ決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○亀山委員長 次に、内閣提出、下水道事業センター法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古内広雄君。

○古内委員 日本で一番欠けていることはやはり下水道の整備だらうと思うのでございまして、せつかく日本は国力も整ってきたし、先進国であるといふうになってきたのだけれども、内容を見ていろいろ欠けているところがある中で、下水道というものが一番欠けているといふうに常々感じておりましたところ、今回、下水道事業センターが開設したことになりまして、政府當局の御努力に対して非常な敬意を表するわけですが、この下水道の整備をできるだけございます。しかし、この下水道の整備をできるだけ完全にしてもらいたいといふうな觀点から見ますと、いろいろ疑問もあるわけでございまして、これからその疑問点につきまして若干質問をさせていただきたいと思います。

その一つは、いま上程されている下水道センターといふものと、政府當局が当初に考へておられた下水道事業團といふものとの區別と申しますが、そういうものについて少しうまく説明していただきたいと思ひでございます。つまり、下水道事業團といふものはどうして下水道センターといふものになつていったのか。その名前だけの違いじやないんだろうと思うのでございまして、その間に、その機能の点あるいはその力の点におきまして多少の差があるのかどうか、そういうような点をひとつ解明していただきたいと思うのでござります。

○藤尾政府委員 まことにお恥かしい次第でございますが、お恥かしい次第でござりまするけれども、これから下水道を当然われわ

れの国土建設の中心課題といたしましてやつていかなければならぬ。ところが、全國的に見まして、大都市におきましてはそれぞれの下水道を所持しておられますけれども、残念ながら地方の中でも、こういった從来の経緯がござります。古内広雄君。

○古内委員 日本で一番欠けていることはやはり下水道の整備だらうと思うのでございまして、せつかく日本は国力も整ってきたし、先進国であるといふうになってきたのだけれども、内容を見ていろいろ欠けているところがある中で、下水道といふうに常に感じておりましたところ、今回、下水道事業センターが開設したことになりまして、政府當局の御努力に対して非常な敬意を表するわけですが、この下水道の整備をできるだけございます。しかし、この下水道の整備をできるだけ完全にしてもらいたいといふうな觀点から見ますと、いろいろ疑問もあるわけでございまして、これからその疑問点につきまして若干質問をさせていただきたいと思います。

その一つは、いま上程されている下水道センターといふものと、政府當局が当初に考へておられた下水道事業團といふものとの區別と申しますが、そういうものについて少しうまく説明していただきたいと思ひでございます。つまり、下水道事業團といふものはどうして下水道センターといふものになつていったのか。その名前だけの違いじやないんだろうと思うのでございまして、その間に、その機能の点あるいはその力の点におきまして多少の差があるのかどうか、そういうような点をひとつ解明していただきたいと思うのでござります。

○藤尾政府委員 まことにお恥かしい次第でござりまするけれども、これから下水道を当然われわ

ます。古内広雄君。

○古内委員 日本で一番欠けていることはやはり下水道の整備だらうと思うのでございまして、せつかく日本は国力も整ってきたし、先進国であるといふうになってきたのだけれども、内容を見ていろいろ欠けているところがある中で、下水道といふうに常に感じておりましたところ、今回、下水道事業センターが開設したことになりまして、政府當局の御努力に対して非常な敬意を表するわけですが、この下水道の整備をできるだけございます。しかし、この下水道の整備をできるだけ完全にしてもらいたいといふうな觀点から見ますと、いろいろ疑問もあるわけでございまして、これからその疑問点につきまして若干質問をさせていただきたいと思います。

その一つは、いま上程されている下水道センターといふものと、政府當局が当初に考へておられた下水道事業團といふものとの區別と申しますが、そういうものについて少しうまく説明していただきたいと思ひでございます。つまり、下水道事業團といふものはどうして下水道センターといふものになつていったのか。その名前だけの違いじやないんだろうと思うのでございまして、その間に、その機能の点あるいはその力の点におきまして多少の差があるのかどうか、そういうような点をひとつ解明していただきたいと思うのでござります。

○藤尾政府委員 まことにお恥かしい次第でござりまするけれども、これから下水道を当然われわ

ます。古内広雄君。

○古内委員 日本で一番欠けていることはやはり下水道の整備だらうと思うのでございまして、せつかく日本は国力も整ってきたし、先進国であるといふうになってきたのだけれども、内容を見ていろいろ欠けているところがある中で、下水道といふうに常に感じておりましたところ、今回、下水道事業センターが開設したことになりまして、政府當局の御努力に対して非常な敬意を表するわけですが、この下水道の整備をできるだけございます。しかし、この下水道の整備をできるだけ完全にしてもらいたいといふうな觀点から見ますと、いろいろ疑問もあるわけでございまして、これからその疑問点につきまして若干質問をさせていただきたいと思います。

その一つは、いま上程されている下水道センターといふものと、政府當局が当初に考へておられた下水道事業團といふものとの區別と申しますが、そういうものについて少しうまく説明していただきたいと思ひでございます。つまり、下水道事業團といふものはどうして下水道センターといふものになつていったのか。その名前だけの違いじやないんだろうと思うのでございまして、その間に、その機能の点あるいはその力の点におきまして多少の差があるのかどうか、そういうような点をひとつ解明していただきたいと思うのでござります。

○藤尾政府委員 まことにお恥かしい次第でござりまするけれども、これから下水道を当然われわ

ます。古内広雄君。

○古内委員 日本で一番欠けていることはやはり下水道の整備だらうと思うのでございまして、せつかく日本は国力も整ってきたし、先進国であるといふうになってきたのだけれども、内容を見ていろいろ欠けているところがある中で、下水道といふうに常に感じておりましたところ、今回、下水道事業センターが開設したことになりまして、政府當局の御努力に対して非常な敬意を表するわけですが、この下水道の整備をできるだけございます。しかし、この下水道の整備をできるだけ完全にしてもらいたいといふうな觀点から見ますと、いろいろ疑問もあるわけでございまして、これからその疑問点につきまして若干質問をさせていただきたいと思います。

その一つは、いま上程されている下水道センターといふものと、政府當局が当初に考へておられた下水道事業團といふものとの區別と申しますが、そういうものについて少しうまく説明していただきたいと思ひでございます。つまり、下水道事業團といふものはどうして下水道センターといふものになつていったのか。その名前だけの違いじやないんだろうと思うのでございまして、その間に、その機能の点あるいはその力の点におきまして多少の差があるのかどうか、そういうような点をひとつ解明していただきたいと思うのでござります。

○藤尾政府委員 まことにお恥かしい次第でござりまするけれども、これから下水道を当然われわ

当面は民間資金をもって十分対応できる。しかかも、この民間資金の調達に対しましては、今回の制度におきまして政府並びに地方公共団体の債務保証というふうな担保もいたしておりますので、こういった措置で当面十分にセンターの事業運営におきまして支障はないというふうに判断をいたしておるわけでございます。事業団とセンターの資金調達面の違いという点につきましてのおもな点は、以上申し上げましたような内容かと存します。

○古内委員 ただいまの御説明によりますと、下水道をこれからつくっていくということは地方自治体が主になつてやる。そこで、地方自治体が補助なり起債をもらってやつしていくのであって、それで十分だ。ただ、起債なり補助なりがつくまでの、実際に金が出てくるまでの時間のつなぎとして政府の資金を借りることができるというふうに了解したわけでございますが、太蔵省もせつかく来ておられるから、その点ひとつ、どうしたことになつておるのか、もう一度御説明願いたいし、たゞいま建設省のほうから御説明があつた、政府資金の直接の導入といふことでこの大事な下水道開発をやっていくこうという、初めの建設省側の案が取り入れられなかつたというようなことについて、大蔵省の御説明を少しいただきたいと思うのです。

○藤井説明員 下水道事業センターの仕事の中には、地方公共団体から委託を受けて事業をするという項目があるわけでござります。その場合には、やはりその資金調達といふのは地方公共団体が調達するというのが原則ではないかと考えております。しかし現実にはそういう調達に困難を感じる地方団体も出てくる。そういう場合にはこのセンターが立てかえて支弁してやる。そういう場合の資金をどうするかということになりますときには、先ほど建設省の御答弁がありましたように、この事業は翌年度において補助対象事業になるわけでございます。そうすると補助金も出ます。またそれに伴いまして地方債もつくということです。

その償還資金といふものはかなり短期の間で調達できるということになるわけございます。そこで、そういう短期の立てかえ資金の調達であれば、民間資金で調達して十分可能ではなかろうか。しかも、その調達した資金については、必要があれば国と地方団体が債務保証をする。そういう形で、全体としてこの事業センターの仕事が円滑にいくように配慮いたしまして、今回の法案の中に織り込んでございます。

○古内委員 私、さうことでよくわかりませんが、その双方の資金をど直接受け、一方で

○古内委員 いま政務次官のお答えによりますと、やむを得ずセンターになつたので、そこから生ずる資金的な不便あるいは負担の増大といふものは、次の起債あるいは補助の実際に出てくる場合に政府側としてもいろいろ考慮してまいるというふうな御説明だと了解していいわけでござりますね。

○藤尾政府委員 さようでござります。

○古内委員 そこで、下水道の整備というものは、地方自治体が主体となつてやるのだ、どこまでも地方自治体の力によって、自力によってやるのが本来の姿である、ただいろいろ困るだらうから援助をしてやるということをございます、どなたも常に力のある自治体もあるけれども、日本全体として見ればそういう力のない地方自治体のほうの数が多いと思うのです。しかし他方において、下水道を整備するということは、日本が先進国である以上はこれはなるべく早急に日本全体について実施していくしかなければならない問題だと私は思うのですがございますが、そのような理解からいって、地方自治体へまかしておくといふようなことで、それに補助なり起債なりで援助していくといふようなことで、非常に早く日本全体について先進国並みの下水道整備ができるのだといふうな自信が持てるのかどうか、あるいは持てないならどういうふうにその点をお考えになるのか、ちょっと伺いたいと思うのです。

○藤尾政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、本来これは国民に対する公共環境施設でございますから、どこの自治体に対しても優遇措置を与える、どこの自治体に対してもそれを与えられないというようなことがあってはならないわけあります。したがいまして、国内津々浦々に至りますまで一気に、それが同時に同じ機能を持つ理想像であり、そうしなければならぬはずでござります。しかしながら、何といいましてもこれは財政資金を多額に必要といたしますし、また私ど

もの、これはまことに申しわけのないことでござりますけれども、下水道の事業に当たりまする技術者といいまするもの、いまだ発足期にございまして、十二分に充足するというわけにはいかない実情でございます。センターをつくらなければならぬといふ残念ないまの実情もまたそこに大きな根があるわけでござりますから、そういった点から考をまして、御趣旨のとおりいたしたいといふ念願は念願いたしまして、それを順序をつけまして、できるところから財政資金の許す範囲

もの、これはまことに申しわけのないことでございますけれども、下水道の事業に当たりまする技術者といいますものも、いまだ発足期にございまして、十二分に充足するというわけにはいかない実情でございます。センターをつくらなければならぬといふ残念ないまの実情もまたそこに大きな根があるわけでございますから、そういった点から考えまして、御趣旨のとおりいたしたいといふ念願は念願といたしまして、それを順序をつけてまして、できるところから財政資金の許す範囲において充足してまいるということをせざるを得ない状況にあるということを、残念ながらお答えを申さなければならぬ、さように考えております。

○古内委員 いま政務次官のお答でいろいろわかつてまいりましたが、そこで、いま技術者の問題ということに言及なさいましたのでお伺いしたいのでございます。一体、いまのこの下水道センターを発足させていく、その際にあたりまして、下水道整備に必要な技術者というものの日本的な規模における現段階の状態、どの程度技術者養成ができるか、これらの計画についてはどうだけ足らぬのか。その足らない面をどんな計画でやつていかれるのか。これはもう詳しく述べ非常に長くかかりますから、ごくさうとわかりのする程度で大きっぽに、下水道センターをおつくりになるについての基本的なこの技術者養成についての考え方をひとつ、政府御当局からだけですが、お答え願いたいと思います。

○吉兼政府委員 まず、下水道関係の技術者の不足状況を全国的にマクロ的に申し上げますと、私どものつかんでおります資料によりますと、四十五年度末におきますところの公共団体関係の下水道技術者の総数は約八千七百名程度でござります。ところで、今後第三次下水道整備五カ年計画ということで事業量の拡大をはかつてまいるわけでございますが、この事業量の拡大に対応いたしまして技術者をどの程度確保すればいいかと、昭和三十六年六月の閣議決定による五カ年計画をいたしておりますが、これによりますと、昭

和五十年度までにおおむね前段申し上げました現
有の三倍程度の二万四千人程度の技術者が必要
じやなかろうかといふに推定をいたしております。
このうち、従来の技術者の通常の増加ペー
スで今後充分が期待されますが一万三千人程度
でござりますので、差し引き計算で申し上げます
と、昭和五十年におきましては一萬一千人程度の
技術者が不足するということになるわけござい
ます。また、この絶対的な不足数は全国、マクロ
で申し上げたのでございますが、具体的の各自治團
体の状況を見まするに、下水道技術者は指定都市
とかあるいは地方の中心都市とか、そういうところ
に非常に偏在をいたしております。したがいま
して、一般の中小都市は非常に技術者が不足して
いる。皆無に近いような市町村が多うございま
す。したがいまして、この偏在いたしております
ところの技術者の状況、それから絶対数の不足と
いうものを踏まえまして、いかにこの技術者を確
保していくかということが下水道事業遂行上の一
番大きな問題になつてゐるわけでござります。こ
の対策いたしましては、何と申しましてもこの
技術者を急速に養成をしていくことが一番
大事かと思います。それから、偏在しております
技術者の全國的な移動的な有効活用といふことも
必要かと思います。この二つの要請を踏まえまし
て、今回下水道事業センターというようなものを
御提案申し上げている次第でございます。

○古内委員 そこでちょっとお伺いしたいのです
けれども、日本の下水道整備状況というか、普及
の状況ですが、先進国といわれる国々、たとえば
ヨーロッパでいえばイギリス、ドイツ、フランス
くらいのこととと、それから共産圏の代表として
ソ連くらいと比較して、あまりこまかい数でなく
てけつこうですが、たとえば市街地面積に対する
ペーセンテージでいって、日本といま申しまし
た國々だけけつこうですが、比較ができれば
ちょっと教えてもらいたいと思います。

○吉兼政府委員 主要先進国との下水道普及状況
の対比でございますが、この普及状況をあらわす
のに、市街地面積に対しましての普及率といふ、
そういう統計につきましては、国際統計はそな
なつております。国際統計は総人口と排水人口
というふうな統計になつておりますので、それで
申し上げますならば、若干その調査年次の前後は
ござりますが、アメリカが総人口に対しましての
排水人口が六八%の普及率、それから同じくイギ
リスが九〇%，それから西ドイツが六三%，フラ
ンスが四〇%。ソ連がちょっといまのところ私ど
も資料をつかみ得ておりませんので申し上げかね
ます。これに対しまして、総人口対比の排水人口
は日本が二一%という状況でございます。

○古内委員 いま大蔵政務次官がおいでになりま
して、非常にお急ぎのようでございますから、質
問を予定よりちょっと順序を変えて、田中政務次
官に一言お伺いしたいのですけれども、先ほど主
計官からもお答えをいたいたからいろいろわから
りましたが、要するに、日本は先進国といわれて
いるけれども、内容を見ればまだいろいろ足らな
いところがあり、ことにその足らないところでも
下水道の整備ということは最も足らないところだ
と思うのです。そこで今度下水道センターといふ

は下水道公団、事業団をつくって、政府資金を直接導入できるようなことを考えたのだけれども、それはできないような状況なので今度のセンターにして、地方自治体が補助なり出資をするのをできるだけ援助してやるし、そこへいくまでのつなぎは民間から借りる。その政府保証をしてやるといふことになつたわけでござりますけれども、そのような、いわばわれわれから見れば中途はんぱなことでの大事業を一体やりおおせるのかどうかということです。やはり日本として先進国になつていくためには、最も足らないところから重視的に充足していかなければならぬ。その中で先進国として最も不名誉なことは、われわれの大部分がまだ、率直に申しましてくさい便所と一緒にうちの中に住んでいる、こういうことが一番恥ずかしいことでござりますが、そういう点に財政の重点を置いて、ひとつ政府資金も壁々とつぎ込んで早期にこれを完成していくよなことを國に闘争して、大藏省当局、ことに大藏の首脳部となさいましてどういうふうに考えておられるか、ひとつわれわれにお示し願いたいということをさします。

下水道につきましても、御承知のように四十六年度から五ヵ年計画を持っておりまして、四十六年度には六百六十五億というお金を計上しておりますが、四十七年度は九百八十三億という金を計上しております。下水道のこれを完成しますと、現在は二十数%でござりますが、利用率がちょうど三八%くらいになるという計算でござります。それでも先ほど指摘されましたフランスの四十数%に劣りますが、私どもも五ヵ年計画をぜひとも遂行してフランス並みにはぜひ実現したい。そして国民の下水道利用率を高めたいとうふうに考えております。

○古内委員 もう二、三分いらっしゃれるようでござりますから、一つお願ひしておきたい。

いろんな事情で事業団にならなくてセンターになりましたけれども、そこで、ただいま御決意のほどを大藏首脳部として田中次官から言っていただきたのでございますが、センターでもしかたがない。センターの計画に従つて各地方自治体で下水道を整備していく場合に、起債とか補助とかの面で、ことしも大いに努力されたのでございましょうが、今後ますますひとつそりいら点に重点を置いていただくよう心からお願いする次第でございまして、それに対する確認のおことはどちらだいして次官を放免したいと思います。

○田中(六)政府委員 この五ヵ年計画を遂行するにあたりましては、どうしても地方自治体に対する起債とか補助とかいうことに対して万全の措置をとつておかなければなりませんので、その点は私もども十分心して遂行したいというふうに考えております。

○古内委員 どうもありがとうございました。次官はいいです。

もう少し質問を続けさせていただきます。

そこで、いま公害対策基本法がござります。その公害対策基本法の中で最も大事なことは水の問題だらうと思うのです。この基本法に基づいて水质の基準をきめるということがありますし、そこ

で公害防止計画を立てて、国が基本方針を立て

項目にわたつておるわけでございます。そのどの措置についても、これは非常に重要な附帯決議であると思うわけでございますが、こうした本委員会の要請に対して、その後政府におかれましてはどのような措置を講じてこられたか、まずその点を伺いたいと思います。

○吉兼政府委員 下水道法の一部を改正する法律案の御審議にあたりまして、非常に意欲的な附帯決議がなされたわけでござりますが、決議の御趣旨に沿いまして今日まで私どもで措置をいたしました事項につきまして、ごく概略御説明を申し上げてまいります。

まず第一点の、現行下水道法の中の公共下水道、流域下水道、都市下水路につきまして、それぞれ補助率が定まつておりますが、この補助率を公共下水道では大幅にこれを引き上げるという決議の内容でございます。これにつきましては、御案内のとおり第三次下水道整備五カ年計画におけるいろいろ議論がございましたが、下水道に補助対象率といいますものが非常に低率でございますので、この補助対象率を引き上げるといふことに重点を置きましたし、現行の補助対象率を五七%に引き上げることを実現を見たわけでございます。

それから次は、現行の幹線管渠とか終末処理場等限定されました補助対象を改め、地方公共団体が設置する下水道施設を、公共下水道、流域下水道、都市下水路の区別なく、すべてを対象にすること。また、補助の採択にあたつては、基準を政令で設け差別なくすみやかに措置すること、こういう御決議でございますが、これにつきましては、前段に申し上げました補助対象率のアップとあわせまして、当時まだ未制定でございました下水道法の三十四条の國の補助に関する政令を制定いたしまして、その補助率、補助対象の範囲の明確化等をはかつたわけでございます。なお沖縄につきましては、流域下水道に対する補助率の引き上げをはかりますとともに、補助対象率につ

きましては、公共、流域ともに一〇〇%というふうにいたしたわけでございます。

それから第三点は、国の財源負担の強化に伴い、はどのようないかたの措置を講じてこられたか、まずその点を伺いたいと思います。

○吉兼政府委員 下水道の設置、管理に伴いますと當面、一般需要者の軽減に努力することと、こうした事項につきまして、ごく概略御説明を申し上げてまいります。

まず第一点の、現行下水道法の中の公共下水道、流域下水道、都市下水路につきまして、それぞれ補助率が定まつておりますが、この補助率を公共下水道では大幅にこれを引き上げるといふ決議の内容でございます。これにつきましては、御案内のとおり第三次下水道整備五カ年計画におきましていろいろ議論がございましたが、下水道に補助対象率といいますものが非常に低率でございますので、この補助対象率を引き上げるといふことに重点を置きましたし、現行の補助対象率を五七%に引き上げることを実現を見たわけでございます。

それから次は、現行の幹線管渠とか終末処理場等限定されました補助対象を改め、地方公共団体が設置する下水道施設を、公共下水道、流域下水道、都市下水路の区別なく、すべてを対象にすること。また、補助の採択にあたつては、基準を政令で設け差別なくすみやかに措置すること、こういう御決議でございますが、これにつきましては、前段に申し上げました補助対象率のアップとあわせまして、当時まだ未制定でございました下水道法の三十四条の國の補助に関する政令を制定いたしまして、その補助率、補助対象の範囲の明確化等をはかつたわけでございます。なお沖縄につきましては、流域下水道に対する補助率の引き上げをはかりますとともに、補助対象率につ

いたしまして、単に融資措置にとどまらず、改造費の三分の一程度を負担し、また生活困窮者に対する全額を負担できるように努力し、その助成措

置をとる公共団体に対しまして、補助、融資等の容でございますが、受益者負担金制度につきましては、これは採用するかどうかということはあくまでも公共団体側の自主的な判断に基づきまして、受益者負担金制度は検討することと、こういふことでございますが、受益者負担金制度につきましては、下水道事業の推進をはかつていく見地から

いたしまして、下水道の設置、管理に伴いますところの益負担といった観点から受益者負担金制度といいますものが現在採用されておるわけでございますが、私どもは、これの運営にあたりましては、施力負担の公平を期してまいりますように指導をしてまいりたいと考えております。また、この制度そのものの存続につきましては、今後の下水道整備におきますところのいわゆる地方負担度といいますものが現在採用されておるわけでござりますが、私どもは、これの運営にあたりましては、施力負担の公平を期してまいりますように指導をしてまいりたいと考えております。また、この制度そのものの存続につきましては、今後の下水道整備においては、今後も十分に検討してまいりたい、かのように存じております。

それから次は、政令で定める悪質な下水を排出する者に対し、その量または質の排出基準を順守させ、事前に予防効果を確保するため、届出制を許可制に改める検討を進めるとともに、当面、届出制に対してもきびしい事前調査、改善命令等のもとで許可制とひとしい権限を地方公共団体に確立させ、事前に予防効果を確保するため、届出制を許可制に改める検討を進めるとともに、当面、届出制に対してもきびしい事前調査、改善命令等のもとで許可制とひとしい権限を地方公共団体に確立させ、事前に予防効果を確保するため、届出制を

以上でございます。

○村田委員 次に藤尾政務次官にお伺いをいたし

たいと思います。

それは、現在我が国におきます都市化の進行といたしまして、非常にスピードで進行しております。したがつて、過密過疎といつたような問題あるいは公害といったような問題、いろいろ開発のひずみの問題が顕在化をしておるわけでございます。これが、特に太平洋ベルト地帯、または別のことばでいえば東海道メガロポリス地帯といつたような、いわゆる首都圏の東京、千葉から近畿圏の京都、大阪、神戸に及ぶ太平洋岸の地域の人口集中が実に激しいわけであります。その中で都市的な施設の除害施設の設置指針といふものを作成いたしました。これは、事前の審査とかあるいは適正な除害施設の設置、管理の指導等の徹底を期してまいりましたが、これにつきましては、すでに下水道の除去率をはかりますとともに、補助対象率につきましては、流域下水道に対する補助率の引き上げをはかりますとともに、補助対象率につ

ほど吉兼都市局長から各例をあげてパーセンテージで示されたとおりであります。民主主義国家というのに、あるいは先進工業国家というのに恥ずかしい日本の下水道普及状況であることは、それから第三点は、国の財源負担の強化に伴い、はどのようないかたの措置を講じてこられたか、まずその点を伺いたいと思います。

○吉兼政府委員 下水道の設置、管理に伴いますと當面、一般需要者の軽減に努力することと、こうした事項につきまして、ごく概略御説明を申し上げてまいります。

まず第一点の、現行下水道法の中の公共下水道、流域下水道、都市下水路につきまして、それぞれ補助率が定まつておりますが、この補助率を公共下水道では大幅にこれを引き上げるといふ決議の内容でございます。これにつきましては、御案内のとおり第三次下水道整備五カ年計画におきましていろいろ議論がございましたが、下水道に補助対象率といいますものが非常に低率でございますので、この補助対象率を引き上げるといふことに重点を置きましたし、現行の補助対象率を五七%に引き上げることを実現を見たわけでございます。

それから次は、現行の幹線管渠とか終末処理場等限定されました補助対象を改め、地方公共団体が設置する下水道施設を、公共下水道、流域下水道、都市下水路の区別なく、すべてを対象にすること。また、補助の採択にあたつては、基準を政令で設け差別なくすみやかに措置すること、こういう御決議でございますが、これにつきましては、前段に申し上げました補助対象率のアップとあわせまして、当時まだ未制定でございました下水道法の三十四条の國の補助に関する政令を制定いたしまして、その補助率、補助対象の範囲の明確化等をはかつたわけでございます。なお沖縄につきましては、流域下水道に対する補助率の引き上げをはかりますとともに、補助対象率につ

いたしまして、単に融資措置にとどまらず、改造費の三分の一程度を負担し、また生活困窮者に対する全額を負担できるように努力し、その助成措

置をとる公共団体に対しまして、補助、融資等の容でございますが、受益者負担金制度につきましては、下水道事業の推進をはかつていく見地から

いたしまして、下水道の設置、管理に伴いますところの益負担といった観点から受益者負担金制度といいますものが現在採用されておるわけでござりますが、私どもは、これの運営にあたりましては、施力負担の公平を期してまいりますように指導をしてまいりたいと考えております。また、この制度そのものの存続につきましては、今後の下水道整備においては、今後も十分に検討してまいりたい、かのように存じております。

それから次は、政令で定める悪質な下水を排出する者に対し、その量または質の排出基準を順守させ、事前に予防効果を確保するため、届出制を

以上でございます。

○村田委員 次に藤尾政務次官にお伺いをいたし

たいと思います。

それは、現在我が国におきます都市化の進行といたしまして、非常にスピードで進行しております。したがつて、過密過疎といつたような問題あるいは公害といったような問題、いろいろ開発のひずみの問題が顕在化をしておるわけでございます。これが、特に太平洋ベルト地帯、または別のことばでいえば東海道メガロポリス地帯といつたような、いわゆる首都圏の東京、千葉から近畿圏の京都、大阪、神戸に及ぶ太平洋岸の地域の人口集中が実に激しいわけであります。その中で都市的な施設の除害施設の設置指針といふものを作成いたしました。これは、事前の審査とかあるいは適正な除害施設の設置、管理の指導等の徹底を期してまいりましたが、これにつきましては、すでに下水道の除去率をはかりますとともに、補助対象率につ

いたしまして、単に融資措置にとどまらず、改造

費の三分の一程度を負担し、また生活困窮者に対する全額を負担できるように努力し、その助成措

置をとる公共団体に対しまして、補助、融資等の容でございますが、受益者負担金制度につきましては、下水道事業の推進をはかつていく見地から

いたしまして、下水道の設置、管理に伴いますところの益負担といった観点から受益者負担金制度といいますものが現在採用されておるわけでござりますが、私どもは、これの運営にあたりましては、施力負担の公平を期してまいりますように指導をしてまいりたいと考えております。また、この制度そのものの存続につきましては、今後の下水道整備においては、今後も十分に検討してまいりたい、かのように存じております。

以上でございます。

○村田委員 次に藤尾政務次官にお伺いをいたし

たいと思います。

それは、現在我が国におきます都市化の進行といたしまして、非常にスピードで進行しております。したがつて、過密過疎といつたような問題あるいは公害といったような問題、いろいろ開発のひずみの問題が顕在化をしておるわけでございます。これが、特に太平洋ベルト地帯、または別のことばでいえば東海道メガロポリス地帯といつたような、いわゆる首都圏の東京、千葉から近畿圏の京都、大阪、神戸に及ぶ太平洋岸の地域の人口集中が実に激しいわけであります。その中で都市的な施設の除害施設の設置指針といふものを作成いたしました。これは、事前の審査とかあるいは適正な除害施設の設置、管理の指導等の徹底を期してまいりましたが、これにつきましては、すでに下水道の除去率をはかりますとともに、補助対象率につ

いたしまして、単に融資措置にとどまらず、改造

費の三分の一程度を負担し、また生活困窮者に対する全額を負担できるように努力し、その助成措

置をとる公共団体に対しまして、補助、融資等の容でございますが、受益者負担金制度につきましては、下水道事業の推進をはかつていく見地から

いたしまして、下水道の設置、管理に伴いますところの益負担といった観点から受益者負担金制度といいますものが現在採用されておるわけでござりますが、私どもは、これの運営にあたりましては、施力負担の公平を期してまいりますように指導をしてまいりたいと考えております。また、この制度そのものの存続につきましては、今後の下水道整備においては、今後も十分に検討してまいりたい、かのように存じております。

以上でございます。

○村田委員 次に藤尾政務次官にお伺いをいたし

たいと思います。

それは、現在我が国におきます都市化の進行といたしまして、非常にスピードで進行しております。したがつて、過密過疎といつたような問題あるいは公害といったような問題、いろいろ開発のひずみの問題が顕在化をしておるわけでございます。これが、特に太平洋ベルト地帯、または別のことばでいえば東海道メガロポリス地帯といつたような、いわゆる首都圏の東京、千葉から近畿圏の京都、大阪、神戸に及ぶ太平洋岸の地域の人口集中が実に激しいわけであります。その中で都市的な施設の除害施設の設置指針といふものを作成いたしました。これは、事前の審査とかあるいは適正な除害施設の設置、管理の指導等の徹底を期してまいりましたが、これにつきましては、すでに下水道の除去率をはかりますとともに、補助対象率につ

領に付与される河川浄化法を提案するというのが第一点。第二点が、全国のすべての市町村が汚水処理場建設債を売り出す機会を持ち得るよう、新たに環境整備金融公庫を設立することを提案する、こういう二つの提案をしております。さらに一九七一年、つまり昨年の年頭教書におきましては、必要建設費として百二十億ドル増額をいたしまして、そして連邦政府が毎年二十億ドルずつ、計六十億ドルを一九七二年から一九七四年までの三年間に支出すべきことを提案しておるのであります。

から、福祉倍増的な、いわゆる国民の福祉を第一にする主義に切りかえる必要があるのではないかという時点に、はつきり立っておると思います。これは四十七年度の自民党的予算に対する意見陳述におきましても、そりいふたことを中曾根さんが言っておられるのでござりますが、こういふ下水道関係その他の都市施設がきわめて立ちおくれておるということについて、政務次官はどういうふうにお考観になるか、具体的に承りたい。

具体的におまとの考え方を言えということです。さいますけれども、私はあなたののような専門家ではありませんから、具体的にどこはBODがどうであるとかなんとかいう研究はいたしておりません。しかしながら政治家といたまして、今日のよくな環境の悪化といいますものを私どもがそのまま辞しておいたんでは、これは私ども日本の国だけではございません、全世界でそうでございまますけれども、地球が滅びてしまふ、人間自身が滅びてしまうというような危機に立たされておるという認識は、私どもも持つておるわけでござります。そういう認識に今日にして私どもが立たざるを得なくなつたというところまで環境を汚染してきたこの責任といいますものは、私どもも政治家全体が背負うべきものである。また、政治家もさようでござりますけれども、日本国民をはじめといたしまして、人類全体が、われわれの住んでおる地球をどのようにして淨化をしていくべきかとなることをもうともつと早く考えて、それに対する措置を当然やらなければならなかつたにかかわらず、それをやつてこなかつた。これは私ども恥ずかしいことでござりますけれども、私どもの選挙区におきましても、暮夜ひそかに汚物を川に投棄するような不心得者がまだおるということを私は知っております。そういうようなもとで私どもは今日の環境破壊をもとに戻していくという努力をしなければならないわけでありますから、ただ単に環境の悪化を防ぐということだけではなく、すでに破壊されたものを取り返していくということ

十倍のエネルギーが必要ではないか、私はかように思っておきます。したがいまして、今日の政治の場におきまして、そのような人類に対する責任、地球に対する責任、国土に対する責任あるいは地域に対する責任といいますものは、当然政治の基本として考えるべきであつて、そういう考え方の上に立つて、あらゆる面からその目的のためにアプローチをしていくという姿勢こそが今日の政治の課題でなければならぬ、かのように考えておられます。

今日、はなはだおそろしく申しわけがないのでありますけれども、日本の国の政治全体といいましてするものが、これはそれだけの理由ではございませんが、まことに残念ではございませんするけれども、いままで産業優先であった。いまだに産業優先である。これを、生活を中心とする社会福祉並びに公共事業を中心とする社会資本充実のために変えていかなければならぬとかいうことがいわれております。私どもといたしましては、おそらく失しておられますけれども、おかつ今日でも、その目的に向かって猛烈なダッシュをかけてやつておるわけでありまして、そういう目的に向かつて具体的に、下水道なら下水道、公園なら公園といふような、一つの環境を守る社会資本の充実、公共投資といふものに対して、国土を再建していくために力をいたさなければならぬ。これはかくなればならないのではないか、かように考えておるわけでありまして、そういった目的に向かって、予算措置におきまして、ただ財政全体も、経済全体との関係もございまして一挙にこれを解決するに至らない。まことに残念なことではござりますけれども、その中におきまして最も善を尽くしてやっていかなければならぬというのがわれわれの任務ではなかろうか、かように考えておるわけであります。姿勢だけを申し上げまして、具体的な事実に触れられませんで

したことをまことに残念に考へております。
○村田委員 政府は、こうしたよきな現状に対処をいたしまして、下水道整備の促進をはかるため、さきに第三次五ヵ年計画を策定いたしたわけでござります。第三次五ヵ年計画は四十六年度から五十年度まで、公共下水道、流域下水道、都市下水路、特定公共下水道、予備費等に分かれていますが、二兆六千億に及ぶものでございますけれども、この五ヵ年計画はその後どのように進捗をしておるか。それから、昭和四十七年度における

○吉兼政府委員　五カ年計画の進捗状況、今後の見通しでございますが、五カ年計画は御案内のとおり二兆六千億、予備費一千億込みでございますが、これに対しまして四十六年度は総事業費で三千七百三十八億円の事業を実施いたしております。また四十七年度の予算でございますが、これは予算案におきましては総事業費で三千四百十三億円を予定いたしております。したがいまして、第三次五カ年計画の四十七年度末、つまり二年一度の進捗率は、予備費を除きました総事業費に對しまして二八・六%、こういう進捗率になる見込みでございます。このベースでまいりますと、今後の事業につきましては毎年三〇%程度の事業費伸び率を確保いたしますならば、当初の計画は十分達成できるというふうに私どもは考えております。

○村田委員　この第三次下水道整備五カ年計画の中で特に注目に値するのは流域下水道事業であると私は思っております。伸び率から見ましても、昭和四十二年から四十六年度までの第二次計画の六倍に流域下水道だけはなっておるのでござります。この流域下水道事業計画の規模の大きさして、これはほかの公共下水道や都市下水路等の予算の伸び率に比較してはるかに大きいわけでございます。

さ、それから都道府県施行といふ、施行主体が市町村でなくともっと大きいといったような点からも今後大いに期待をされる問題であると思つておられます。私はかつて愛知県庁で水道部長や建築部長をやっておりました関係で、こういう下水道の問題に直接触れる機会が非常に多かつたわけでござりますので、その意味で特に感ずるわけでございますけれども、上水道についても下水道についても、新しいきれいな川、新しいきたない川、つまり、私はこれを鉄道の新幹線にたとえて、上水道の新幹線、下水道の新幹線と呼んでおりますが、下水道の新幹線に当たるのが流域下水道ではないか、こういふうに思つておるわけでございまして、この流域下水道計画に私どもは大いに期待をし、そしてまた今後の成果を見守つておるわけでございますが、この流域下水道計画の全体計画、それから昭和四十六年度までの実績、四十七年度以降の計画等について、全体計画をお伺いしたい。

○吉兼政府委員 御指摘のとおり、流域下水道は下水道整備を推進していく上の機関的な役割りということで、最も重点を置いてこの事業の促進をはかつてまいりたいと私どもは思つております。下水道全体につきましての長期ビジョンといふことでございますが、新全国総合開発計画という政府の長期構想の一環といいたしまして、下水道は昭和六十年までには全市街地に完備するというふうな長期ビジョンを持つておりますが、このための投資額は、現在の試算で見ますと約二十兆円くらいといふように見積もられております。この中で流域下水道の整備といいますのが一番根幹になると思っております。したがいまして、環境基準が設定されましめた水域といふ地域を重点にいたしまして、総事業費約五兆円程度、現在の予定ではおおむね全国で九十カ所の流域下水道を整備する必要があるといふうな予想をいたしております。この長期の計画を踏まえまして、現在の第三次の五カ年計画の中におきましては、先ほど御指摘になりました流域下水道関係は三千六百億円

を予定いたしておりますが、それで五十年までに流域下水道に着手する個所はおおむね五十カ所程度といふうに予定をいたしております。

○村田委員 総事業費五兆円、それから全国九十九カ所といふことを承つたわけであります、その目標年度は昭和何年ですか。

○吉兼政府委員 お答えいたします。昭和六十年を……。

○村田委員 今回の法案については下水道事業セ

ンター法案でございまして、この中ではいわゆる

中小都市等を非常に大きな対象にしておられるよ

うに考えられるわけでござります。事実財政的に

も脆弱であり、先ほど政務次官もおっしゃったよ

うに技術者も非常に不足しておる状況から見る

と、中小都市に力を入れなければならないのは當

然でございますが、流域下水道事業といったよう

な数カ市町村にまとまるがる事業、そういうものを

考へてみますと、今後の方向としては数カ市町

村でなくして、さらにもっと大規模な、数都府県に

またがるような大規模な流域下水道の整備が必要

になるというふうに考へられる時期も私どもは予

想されると思うのであります。そういうたとき

に、今度設立をされる本センターの事業といつた

下水道全体につきましての長期ビジョンとい

うこととございまして、流域下水道計画とい

う政府の長期構想の一環といいたしまして、下水道

は昭和六十年までには全市街地に完備するとい

うふうな長期ビジョンを持つておりますが、このた

めの投資額は、現在の試算で見ますと約二十兆円

くらいといふように見積もられております。この

中で流域下水道の整備といいますのが一番根幹

になると思っております。したがいまして、環境

基準が設定されましめた水域といふ地域を整備

する必要があるといふうな予想をいたしており

ます。この長期の計画を踏まえまして、現在の第

三次の五カ年計画の中におきましては、先ほど御

指摘になりました流域下水道関係は三千六百億円

くのが当然でございまして、それに対処すべき準備措置をあらゆる面から考えてまいる、これが私は当然の考え方であろうと思います。

それに対しまして、いまの下水道センターがは

流域下水道に着手する個所はおおむね五十カ所程度といふうに予定をいたしております。

○村田委員 総事業費五兆円、それから全国九十九

カ所といふことを承つたわけであります、その

目標年度は昭和何年ですか。

○吉兼政府委員 お答えいたします。昭和六十年

を……。

○村田委員 今回の法案については下水道事業セ

ンター法案でございまして、この中ではいわゆる

中小都市等を非常に大きな対象にしておられるよ

うに考えられるわけでござります。事実財政的に

も脆弱であり、先ほど政務次官もおっしゃったよ

うに技術者も非常に不足しておる状況から見る

と、中小都市に力を入れなければならないのは當

然でございますが、流域下水道事業といったよう

な数カ市町村にまとまるがる事業、そういうものを

考へてみますと、今後の方向としては数カ市町

村でなくして、さらにもっと大規模な、数都府県に

またがるような大規模な流域下水道の整備が必要

になるというふうに考へられる時期も私どもは予

想されると思うのであります。そういうたとき

に、今度設立をされる本センターの事業といつた

下水道全体につきましての長期ビジョンとい

うこととございまして、流域下水道計画とい

う政府の長期構想の一環といいたしまして、下水道

は昭和六十年までには全市街地に完備するとい

うふうな長期ビジョンを持つておりますが、このた

めの投資額は、現在の試算で見ますと約二十兆円

くらいといふように見積もられております。この

中で流域下水道の整備といいますのが一番根幹

になると思っております。したがいまして、環境

基準が設定されましめた水域といふ地域を整備

する必要があるといふうな予想をいたしており

ます。この長期の計画を踏まえまして、現在の第

三次の五カ年計画の中におきましては、先ほど御

指摘になりました流域下水道関係は三千六百億円

を……。

○村田委員 総事業費五兆円、それから全国九十九

カ所といふことを承つたわけであります、その

目標年度は昭和何年ですか。

○吉兼政府委員 お答えいたします。昭和六十年

を……。

○村田委員 今回の法案については下水道事業セ

ンター法案でございまして、この中ではいわゆる

中小都市等を非常に大きな対象にしておられるよ

うに考えられるわけでござります。事実財政的に

も脆弱であり、先ほど政務次官もおっしゃったよ

うに技術者も非常に不足しておる状況から見る

と、中小都市に力を入れなければならないのは當

然でございますが、流域下水道事業といったよう

な数カ市町村にまとまるがる事業、そういうものを

考へてみますと、今後の方向としては数カ市町

村でなくして、さらにもっと大規模な、数都府県に

またがるような大規模な流域下水道の整備が必要

になるというふうに考へられる時期も私どもは予

想されると思うのであります。そういうたとき

に、今度設立をされる本センターの事業といつた

下水道全体につきましての長期ビジョンとい

うこととございまして、流域下水道計画とい

う政府の長期構想の一環といいたしまして、下水道

は昭和六十年までには全市街地に完備するとい

うふうな長期ビジョンを持つておりますが、このた

めの投資額は、現在の試算で見ますと約二十兆円

くらいといふように見積もられております。この

中で流域下水道の整備といいますのが一番根幹

になると思っております。したがいまして、環境

基準が設定されましめた水域といふ地域を整備

する必要があるといふうな予想をいたしており

ます。この長期の計画を踏まえまして、現在の第

三次の五カ年計画の中におきましては、先ほど御

指摘になりました流域下水道関係は三千六百億円

を……。

○村田委員 総事業費五兆円、それから全国九十九

カ所といふことを承つたわけであります、その

目標年度は昭和何年ですか。

○吉兼政府委員 お答えいたします。昭和六十年

を……。

○村田委員 今回の法案については下水道事業セ

ンター法案でございまして、この中ではいわゆる

中小都市等を非常に大きな対象にしておられるよ

うに考えられるわけでござります。事実財政的に

も脆弱であり、先ほど政務次官もおっしゃったよ

うに技術者も非常に不足しておる状況から見る

と、中小都市に力を入れなければならないのは當

然でございますが、流域下水道事業といったよう

な数カ市町村にまとまるがる事業、そういうものを

考へてみますと、今後の方向としては数カ市町

村でなくして、さらにもっと大規模な、数都府県に

またがるような大規模な流域下水道の整備が必要

になるというふうに考へられる時期も私どもは予

想されると思うのであります。そういうたとき

に、今度設立をされる本センターの事業といつた

下水道全体につきましての長期ビジョンとい

うこととございまして、流域下水道計画とい

う政府の長期構想の一環といいたしまして、下水道

は昭和六十年までには全市街地に完備するとい

うふうな長期ビジョンを持つておりますが、このた

めの投資額は、現在の試算で見ますと約二十兆円

くらいといふように見積もられております。この

中で流域下水道の整備といいますのが一番根幹

になると思っております。したがいまして、環境

基準が設定されましめた水域といふ地域を整備

する必要があるといふうな予想をいたしており

ます。この長期の計画を踏まえまして、現在の第

三次の五カ年計画の中におきましては、先ほど御

指摘になりました流域下水道関係は三千六百億円

を……。

○村田委員 総事業費五兆円、それから全国九十九

カ所といふことを承つたわけであります、その

目標年度は昭和何年ですか。

○吉兼政府委員 お答えいたします。昭和六十年

を……。

○村田委員 今回の法案については下水道事業セ

ンター法案でございまして、この中ではいわゆる

中小都市等を非常に大きな対象にしておられるよ

うに考えられるわけでござります。事実財政的に

も脆弱であり、先ほど政務次官もおっしゃったよ

うに技術者も非常に不足しておる状況から見る

と、中小都市に力を入れなければならないのは當

然でございますが、流域下水道事業といったよう

な数カ市町村にまとまるがる事業、そういうものを

考へてみますと、今後の方向としては数カ市町

村でなくして、さらにもっと大規模な、数都府県に

またがるような大規模な流域下水道の整備が必要

になるというふうに考へられる時期も私どもは予

想されると思うのであります。そういうたとき

に、今度設立をされる本センターの事業といつた

下水道全体につきましての長期ビジョンとい

うこととございまして、流域下水道計画とい

う政府の長期構想の一環といいたしまして、下水道

は昭和六十年までには全市街地に完備するとい

うふうな長期ビジョンを持つておりますが、このた

めの投資額は、現在の試算で見ますと約二十兆円

くらいといふように見積もられております。この

中で流域下水道の整備といいますのが一番根幹

になると思っております。したがいまして、環境

基準が設定されましめた水域といふ地域を整備

する必要があるといふうな予想をいたしており

ます。この長期の計画を踏まえまして、現在の第

三次の五カ年計画の中におきましては、先ほど御

指摘になりました流域下水道関係は三千六百億円

を……。

○村田委員 総事業費五兆円、それから全国九十九

カ所といふことを承つたわけであります、その

目標年度は昭和何年ですか。

○吉兼政府委員 お答えいたします。昭和六十年

を……。

○村田委員 今回の法案については下水道事業セ

ンター法案でございまして、この中ではいわゆる

中小都市等を非常に大きな対象にしておられるよ

うに考えられるわけでござります。事実財政的に

も脆弱であり、先ほど政務次官もおっしゃったよ

うに技術者も非常に不足しておる状況から見る

と、中小都市に力を入れなければならないのは當

然でございますが、流域下水道事業といったよう

な数カ市町村にまとまるがる事業、そういうものを

考へてみますと、今後の方向としては数カ市町

村でなくして、さらにもっと大規模な、数都府県に

またがるような大規模な流域下水道の整備が必要

になるというふうに考へられる時期も私どもは予

想されると思うのであります。そういうたとき

に、今度設立をされる本センターの事業といつた

下水道全体につきましての長期ビジョンとい

うこととございまして、流域下水道計画とい

う政府の長期構想の一環といいたしまして、下水道

は昭和六十年までには全市街地に完備するとい

うふうな長期ビジョンを持つておりますが、このた

めの投資額は、現在の試算で見ますと約二十兆円

くらいといふように見積もられております。この

中で流域下水道の整備といいますのが一番根幹

になると思っております。したがいまして、環境

基準が設定されましめた水域といふ地域を整備

する必要があるといふうな予想をいたしており

ます。この長期の計画を踏まえまして、現在の第

三次の五カ年計画の中におきましては、先ほど御

指摘になりました流域下水道関係は三千六百億円

を……。

○村田委員 総事業費五兆円、それから全国九十九

カ所といふことを承つたわけであります、その

目標年度は昭和何年ですか。

<div data-bbox="111 1618 900

いうのは相当の数、現在でもあるわけでございま
すが、十万以下の都市に至つてはまことにお寒い
次第であります。先ほど吉兼局長の御説明の中で
は、全国約八千七百名の技術者の中で十万人以上
の都市におられる方が約七千名近いわけでござい
まして、したがつて非常に数が多い十万人以下の
都市の技術者の数は実に千八百人という、非常に
お寒い状況であるということがわかつておるわけ
であります。また、その執行体制につきまして
も、次官通牒あるいは都市局長の通牒が下水道法
の改正のときに出ております。これも私全部
見せていただいたのでございますが、この通達等
によつていろいろ執行体制の整備といふものを
かうとしておられるわけでございますが、全国
的に見てまだまだこれが非常に不十分なよう思
われます。その実情をどういうふうに考えておら
れるのか、また政府はこのためにどういたよう
な施策を講すべきものと考えておられるのか、こ
れを伺いたいと思います。

○吉兼政府委員 先刻吉内委員にもお答え申し上

げましたとおりでございまして、技術者の絶対數

が不足しておるということと、それから執行体制

の面におきましては公共団体が組織がさわめて不

十分である、弱体であるということでございま
す。御指摘のとおりでございます。

まず、この組織につきましては、何といいまし
ても私どもは都道府県の下水道の執行体制の組織

の強化をはかつていかなければならぬといふ

うに考えております。ところが、下水道といふも

のは大体市町村の事業といふことで今まで推進

されてまいりました沿革的なこともあります。

流域下水道で県が事業主体になつてやるといふ

うな体制は最近の状況でございまして、非常に県

の組織体制が弱体でございます。これにつきまし
ては、たびたび私どもは都道府県知事のほうに対

しておりますことは御案内のとおりでございます。現

在、県の段階で下水道課といふ、そういう組織を

持つておりますのが千葉、愛知、大阪、それから

いうのは相当の数、現在でもあるわけでございま
すが、十万以下の都市に至つてはまことにお寒い
次第であります。先ほど吉兼局長の御説明の中で
は、全国約八千七百名の技術者の中で十万人以上
の都市におられる方が約七千名近いわけでござい
まして、したがつて非常に数が多い十万人以下の
都市の技術者の数は実に千八百人という、非常に
お寒い状況であるということがわかつておるわけ
であります。また、その執行体制につきまして
も、次官通牒あるいは都市局長の通牒が下水道法
の改正のときに出ております。これも私全部
見せていただいたのでございますが、この通達等
によつていろいろ執行体制の整備といふものを
かうとしておられるわけでございますが、全国
的に見てまだこれが非常に不十分なよう思
われます。その実情をどういうふうに考えておら
れるのか、また政府はこのためにどういたよう
な施策を講すべきものと考えておられるのか、こ
れを伺いたいと思います。

○吉兼政府委員 先刻吉内委員にもお答え申し上

げましたとおりでございまして、技術者の絶対數

が不足しておるということと、それから執行体制

の面におきましては公共団体が組織がさわめて不

十分である、弱体であるということでございま
す。御指摘のとおりでございます。

それから技術者不足対策につきまして、まず学

校教育からそういう体制の整備をはかつていく必

要があるというふうなことを強く痛感いたしてお

りますして、本件につきましては昨年文部省当局並

び都道府県の教育委員会等に対しましてもそぞ

う要請を強くいたしておられます。これにつきま

しては、いまそりう要請の結果頗著な新しい制

度なり新しい講座といふようなものがあらわれて

きておりませんが、これは今後とも、来年度のこ

ともござりますので、重ねて要請してまいりた
い、かのように考えております。

○村田委員 昭和四十七年一月二十六日の建設事

務次官から都道府県知事あての「地方公共団体の

下水道事業執行体制の強化について」の通牒、そ

れから同じく同月付の建設事務次官から自治事務

高専協会、公立大学協会、日本私立大学協会であ

るに、四十六年十一月二十日付で「下水道工学関係

学科目等の充実について」の依頼が出ておるわけ

であります。これは当然昭和四十七年度からのそ

ういった科目の充実を要請したものだと思われる

わけであります。きょうは文部省の担当課長も

おいでになつておられるようでござりますが、こ

ういった建設省からの通牒に対して文部省はどう

いう措置をされたか、それからまた今後はどうい

うふうにしていかれるおつもりであるか、承って

おきたい。

○角井説明員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の下水道関係学科と申します

と、具体的には大学では上水道工学あるいは下水

道工学あるいは水質管理工学ないしは衛生工学と

いふたよろうな講座でござります。これらにつきま

しては、御承知のように大学側から的要求に基づ

きまして文部省といつしましては設置を計画いた

すわけでござります。十一月の段階におきまして

建設当局から文部省のほうに確かに御要請をいた

だきました、私どもといつしましてこの面で人

材養成には十分御協力を申し上げる必要があると

考えておるのでござりますが、何ぶんにもそぞ

ういた問題を出して、下水道の執行体制といふ

ものを完ぺきにする必要があると思うくらいでござ

ります。

○久保説明員 お答えいたします。

やはり技術者の問題は、ただいま文部省から御

答弁がございましたが、学校教育の課程がますます

一でありますかと思います。これにつきましては引

き続き文部省にもお願いをし、あるいは全国の大

学なりあるいは工専なりあるいは工業高校なりと

いう分野でその学科目の強化をはかつていく。昨

年の十一月に要請をいたしましたので直ちにその

効果が即効的に出てくるといふものじやございま

せんけれども、それを第一にしてまいりたいと思

います。

それから第二の問題は、これは下水道の技術者

と申しましてもいろいろございまして、土木工学

の分野もござりますし、あるいは機械とかあるい

は電気、さらには化学——水質の分析あるいは化

理といふことになりますと生物学とか生物学とか

かなり広い分野にわたるものがござります。土木

工学の分野におきましては、これは一般土木ある

いは農業土木、これらの分野で今まで知識経験

を得てこられた方に下水道の知識を、講習会ある

いは短期間の研修会等を通じまして、下水道の技

術者としての基礎的なことを訓練することによ

る上木工学科に衛生工学の学科目を設置すると

いうようなことにとどまつたわけでござります。

なお、こういった関係の学科といたしましては、衛生工学あるいは水工土木あるいは土木工学と

いつたような学科がござりますが、これらは今日

が緊急の社会的要請とされていることにかんがみ

て、執行体制の整備を要請し、そして下水道工学

関係学科目等の充実を文部大臣のほうに依頼をし

たるもので、また四十六年十一月二十日付で

官房長から文部大臣官房長あてに昭和四十六年十

月十一日付で「下水道工学関係学科目等の充

実について」の依頼状を発しております。これもや

るよう組織体制を整備するように、重ねて都道

府県知事のほうに要請をしてまいりたいというふ

うに考えております。

それからまた技術者の養成のために、建設大臣

が最近やつと下水道課が設置されたようでござ

ります。

第一回の開議の席で、でもこの段階で下水道課

が設置をされないままになつたのでござります。

それで、この段階で下水道課といふ、そういう組織

を設置をされないままになつたのでござります。

それで、この段階で下水道課といふ、そういう組織

て比較的容易にこれは再教育ができるかと思いま
す。したがいまして、そういう分野の方々におき
ましては、既存の研修機関がございますから、た
とえば建設大学校であるとかあるいは下水道協会
等の研修会、これらを通じましてそれをさらに強
化していくということをございます。さらに非常
に専門的な研修になりますと、ただいま御審議を
いただいております下水道事業センター、そな
う中で非常に実務的な研修を繰り返していくとい
う努力を継続的にしていくことによって、技術者
の肩を厚くしていしかなければならぬ、かように考
えるところでございます。

○村田委員 この人づくりの問題、特に技術革新
といわれておる時代に、私は日本の教育制度自体
の問題だと思ひますが、いわゆる工学部、医学
部、そりいへた理工科系統の人材の養成が非常に
不十分であつて、そういうことに對する政府の
努力がまだまだ不十分であると思ひます。文部省
もさうは担当課長がおいでになつておられる
わけであります。が、ひとつこういった下水道部
門――さようは下水道事業センター法の審議でご
ざいますから、下水道部門その他いわゆる理工科
系の充実についておひとつの格段の配慮をお願いす
るよう、文部省の上司のほうにもよく御連絡を
とられて、特に具体的な措置を今後御検討いただ
きたいと思います。

次に進みます。これは政務次官にお伺いをした
い。新しい都市計画法による市街化区域の指定状
況の問題に関連をするわけでございますが、新都
市計画法の施行というのは、いわゆる市街化区域、
市街化調整区域といった二つの区域を区分するこ
とによつて、市街化区域に指定をされた地域につ
いては下水道をはじめとする都市施設を整備して
いかなければならぬといったような具体的な目
標があると思うのでございます。そういうしたこと
に関連をして、新都市計画法による市街化区域の
指定が行なわれたわけでございますけれども、こ
れは当初約八十万ヘクタールくらいを全国で予想
したわけでありますが、その後それが、非常に各

○藤尾政府委員 お答えをいたします。
そういう問題につきましては、もし数字に間違
いがござりますといけませんから、その数字の点
につきましては係官から御答弁をさしていただき
ますけれども、大体私どもの承知をいたしております
ところによれば、四十六年度末におきま
で四十六都道府県の七百数十市町村に対しまして
指定を完了いたしておる。したがいまして、全都
市に対しましてその指定状況の割合は九三%くら
いであるというように承っております。しかしながら
がら数字に間違いがあつちやいけませんから、そ
の点はひとつ役人から御確認をいただきたい。
○村田委員 都市局長、補足がございますか。
○吉兼政府委員 現在市街化区域の設定作業を進
めております市町村は約七百九十でございまし
て、この関係市町村の市街化区域の面積は約百二
十万ヘクタールになるものと見込んでおります。
それで現在までにいわゆる線引き作業が完了をいた
しておりますのが七百三十三市町村でございま
して、これは全対象の市町村の七百九十に対しま
して九三%という進捗状況でございます。
○村田委員 せんだつていわゆるA農地、B農
地、C農地の課税の問題、これは三月に非常に大き
な政治問題になつたわけでございますが、この
市街化農地の宅地並み課税の問題に関連をして、
私は地方行政委員会で自治大臣に御質問を申し上
げ、そうして政府としては、佐藤首相あるいは自
治大臣が答弁されておるよう、この市街化農地
の宅地並み課税の問題については既定方針とお
り、四十七年度から実施するという方針を貫くべ
きであるということを申し上げまして、結果的に
はそういうふうに落ちついたわけでございます。
そのときにいわゆる市街化区域の農地問題につき
まして、現在市街化区域として指定すべきでない
ところが市街化区域になつておつたり、あるいは

市街化区域として指定すべきところが市街化調整区域になつておつたりしておる事実があるのではございませんかと、いうことを、実は建設省の都市局の大根参事官をお招きをして伺つたわけでございます。この線引き作業が非常に不徹底であるためにございました、といった税制の混乱等の問題もあるいは出てくるという理由が一つあるのではないか。これは当然、下水道事業等のような都市施設を行なう場合に、市街化区域、市街化調整区域が正確に行なわれるということとは必要な前提条件でありますから、この調整区域、市街化区域の指定作業というものは予定どおり行なわれておるか。それからまた、量的初正直いと思われておつても、その後の地域開発の進行の事態のために変更を要する面があるのでないか、そういう点についてのお考え方にはないか、政務次官、いかがでござりますか。

併用して運用してまいりつもりでござります。

○村田委員 非常に明快な御答弁でけつこうであります。新都市計画法の第六条に——いま政務次官は五年ということを言われたのですが、それはこれを踏まえておると思います。都市計画に関する基礎調査につきまして、新都計画法の第六条は「都道府県知事は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、建設省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他建設省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行なうものとする。」こうなつておりますと、線引きは五年ごとに変更されるのが原則である。これはいま次官も御指摘になつたように、また私も指摘を申し上げましたように、地域開発というのは、地域によって発展のバランスが当初計画とズレがくるのは当然でございますから、それを変えていく努力をせられるのは当然のこととございます。その場合に、五年たたなければやらないといふのはいけないことで、たとえ一年でも二年でも、これでは困る、現況が非常に不十分であるといふ場合には、あやまちを改むるにはかかることなれど、さっそくやるほうがいいじゃないかといふふうに考えます。大塩参事官も地方行政委員会における私の質問に対しまして、その変更の理由によりましては直ちにやるべきもの、あるいは二、三年内に直せばいいようなものというふうなことがあります。政務次官、そういうふうに周違ったところ——周違つたといふ指摘はどうかわかりませんけれども、妥当でないところについては、線引きを五年たたないでも、一年でも二年でも変えていく御方針であるというふうに了解してよろしくうござりますが。

○藤原政府委員 そのように指導をいたしておるつもりでございます。

○村田委員 今度は具体的な法案自体について承つておきたいと思います。

下水道事業センターにつきまして、地方債の資本の年賦返済期間、こういった問題についてどういろいろうに考えておられるかということあります。自治省で調べたところによりますと、下水道についての起債というのは相当優遇されておるのは事実であります。たとえば上水道、下水道、電気、高速鉄道については六分五厘——これは預金部資金それから郵政省の資金、簡保資金から見ますと六分五厘といふものは一番安い金利であろうかと思いますが、五年据え置きの三十年償還というものが例になつておるようでございます。しかしながらとうは、上水道や下水道のような施設には、六分五厘、三十年という程度の恩恵ではなかなかもつて事業の実益、実効性が期し得られないといふうに考へるのでござりますが、この問題についてどういろいろうにお考へになりますか。

○村田委員 そういたしますと、センターの借り入れ金は七分で二年立てかえということで、これは相当きびしい金利になると思います。県の企業局等で埋め立て事業をやつたりいろいろな事業をいたしました際には七分二厘、七分三厘といふような金利があるのでございますが、下水道事業といったような公共的なもので七分というのは私は高過ぎると思うのでござります。民間資金の場合も七分でも一番安いほうの金利かもしませんが、そういったことでやつていけますか。それとも、今後、それが十分でないとすれば、もっと導入していくように考えることが必要ではないかと思うのでございますが、それについてのお考えはいかがですか。

○吉兼政府委員 センターが借り入れ金をもつて立てかえ事業をやることでござりますので、センターの経理上当然その金利負担については、公共団体側から立てかえ工事資金とともに返済していただかなければならぬということになるわけでござります。

○村田委員 その資金の問題に関連してもう一つ、ただしておかなければいけないと思うことは、昭和四十六年十一月十日付の建設省都市局長、つまり吉兼局長さんから各都道府県知事、指定市の市長にあてた「下水道法の一一部を改正する法律の施行について」という通達がございます。これは局長、御存じですね。その通達の中に、第二章の二、流域下水道及び三十二条の二の関係で、「こういうことがきめてあります。流域下水道を建設をする際に、『当該都道府県の負担額は、その建設に要する費用については、従来どおり当該費用から国費を除いた額の少なくとも二分の一以上の額、その維持管理に要する費用については、当該費用のうち関連公共下水道管理者が使用料として利用者に負担させるべき額、使用料の徴収状況等を勘案し、当該都道府県と関係市町村とが協議して定める額とされたい。』」となつておるのでございますが、実はこの一片の通牒で府県と市町村との間にいろいろと意見の食い違いがございます。しかも現在は、基本的的地方公共団体である市町村が、財政力が乏しいといふのは天下公知の事実でござりますので、こういったような基本的な都市施設の建設について、流域下水道の分担金等について県と市町村とが協議をしてきめなさいといふことは、これはいさざか亂暴に過ぎると思う。できだけ困がたくさん考え方、そして都道府県がたくさん考へてやるというものが筋であらうかと思いますが、これについて都道府県はどういうふうにお考えになりますか。

市町村との間の費用負担関係の均衡というようなことが当然出てまいるわけでございます。公共下水道だけやる市町村は補助金以外のものは全部持たなければならぬ。流域でやるものについては県が主体になつて、極端に言いますと、県が裏負担を全部持つて関係の公共団体は一文も持たなくていいということになりますといろいろな問題があらうかということから、私どもは一応の国の指導方針としまして、法律上は関係公共団体の間の協議になつておりますが、一つの日安としまして御指摘のありましたような都市局長の通達を出したわけであります。これはあくまで一つの指針でございまして、具体的には関係の公共団体が話し合つてやるということであつて、これは決して強制するとかそういう気持ちはございません。

○村田委員　できるだけその点をいま局長のおっしゃいましたように、市町村の過度の負担にならないよう十分に考慮して運営をしていただきたくと思うのです。

それから、この下水道事業センターは技術者のブール機関だといわれておるわけでございますが、このセンターに対する技術者の供給源は、先ほども数字を申し上げましたように、分布状況から見ますと大都市またはこれに準するような比較的大規模な都市、これらから人的な援助を受けない本センターといふものは成り立つていかないのじやないかと思うのです。さしあたり四十七年度における本センターの職員数、それからその供給源といったような問題についてどう考えておられるか。それからまた、この法案において特に国及び地方公共団体がこのセンターに対して人的及び技術的援助をするなど必要な配慮を加えることを規定をしておるわけでございますが、國または地方公共団体の職員がこのセンターの職員となる場合の身分保障、これは公務員が他の機関に転出をする場合の一番基本的な問題だと思うのです。そういう身分保障の問題について特別措置を考えるお考えがありますか。

○古兼政府委員 センターの四十七年度の発足にあたりましての職員構成は大体六十名程度、うち技術者が五十名程度というふうに予定しております。この技術者をどこから確保するかといふお尋ねでございますが、先刻いろいろ申し上げておりますように、現状におきましては比較的大都市地域においては技術者がかなりおります。國もむろんでございますが、そないうた國及び大都市地域の公共団体から技術者を派遣していただくというふうなことにいたしております。発足当初の先刻申し上げましたような規模の職員数につきましては、協力いただきまして十分確保できるといふうに私どもは予定いたしております。

ただその際に、御指摘のように地方公務員とこらいった国の関係の認可法人との身分關係について、やはり特別な措置をしなければならぬというふうなことがあります。これにつきましては法案の策定段階におきまして、人事院を含めまして関係当局と十分話し合ひを詰めまして、大体の方針としましては、退職金並びに年金關係がおもでございますが、そういう点については身分が通算できるというふうな制度が確保される見通しでございます。退職金につきましては、身分が統計ますので、ずっとセンターに派遣されて、またもとの公共団体に帰った場合に前後通算される。それから年金につきましても同様でござります。ただ、他の類似法人に対する措置と同様に、センター在職期間は二分の一で計算されるというふうなことにならうかと思いますが、要は身分が全部統くということに非常に大きなメリットがござりますので、そういう点からりっぱな技術者が、しかも若手の優秀な人が確保できるといふうに私ども思つております。

○村田委員 私にいたいた時間は一時間でございますが、若干これを超過いたしまして申しわけございません。特にお許しをいたいたいた次第でございます。

最初に申し上げましたように、下水道整備といふのは近代国家にとって最も重要な問題であつ

て、しかも日本が最もおくれておる問題である。

先ほど総理府の世論調査の例を申し上げました

が、そのほかにも東京都の世論調査、都政に対す

る都民の要望といふ、ことしの一月に調査をした

東京都の世論調査の数字を持つておりますが、そ

の中でも都民の要望項目はやはり住宅対策、都市

公園、緑地整備の計画促進、それから下水道整備と

いたようなものが最もトップクラスに入っています。

また横浜市長に対する投書の内容を集計

をした結果といふのが出ておりますが、昭和四十

六年度の投書の内容で見ますと、下水道と道路舗

装と保育所がやはり圧倒的に高いという数字を示

しております。また横浜市長に対する投書の内容を集計

をしておりました。こういった世論調査をいろいろ調

べてみましても、下水道に対する要望といふものがきわめて高い。そしてそれはまた日本の下水道

行政がきわめておくれておるということでもある

わけであります。由来、これほど都市化が推進し

ておるときに、きたないものの整理をするのが都

市行政の根幹だと私は思うのでございまして、そ

の根幹を忘れておつて近代国家であるとか福祉国

家であるといってみても、これはあまりにもアン

バランスが激しいということになると思います。

政務次官の先ほどどの御答弁でもございましたが、

いわゆる高度成長政策から高福祉政策に切りかえ

る新しい時点に來ているのがいまの国政のポイント

であると思ひますし、その高福祉政策の中でも

下水道事業といふのは特に目玉商品といつてはば

かからないと思います。これは建設省のような総合

的な建設の計画推進、あらゆる手足を持つた官庁

で総括をされていかれるということは非常にけつ

こうであります。ただ、ともすれば建設行政とい

うものは縦割りになりますと、たとえば厚生省で

の協調という問題を失いますと、せつかくの下水

道事業が財源の問題その他問題で行き詰まるこ

とも予想されるわけございまして、われわれ建

設委員会としてもこの下水道事業の促進のために

は十分全力をあげてやつていかなければなりません

と思うわけでございますが、ぜひ政府におかれ

て、そのほかにも東京都の世論調査、都政に対す

る都民の要望といふ、ことしの一月に調査をした

東京都の世論調査の数字を持つておりますが、そ

の中でも都民の要望項目はやはり住宅対策、都市

公園、緑地整備の計画促進、それから下水道整備と

いたようなものが最もトップクラスに入っています。

また横浜市長に対する投書の内容を集計

をしておりました。こういった世論調査をいろいろ調

べてみましても、下水道に対する要望といふものがきわめて高い。そしてそれはまた日本の下水道

行政がきわめておくれておるということでもある

わけであります。由来、これほど都市化が推進し

ておるときに、きたないものの整理をするのが都

市行政の根幹だと私は思うのでございまして、そ

の根幹を忘れておつて近代国家であるとか福祉国

家であるといってみても、これはあまりにもアン

バランスが激しいということになると思います。

政務次官の先ほどどの御答弁でもございましたが、

いわゆる高度成長政策から高福祉政策に切りかえ

る新しい時点に來ているのがいまの国政のポイント

であると思ひますし、その高福祉政策の中でも

下水道事業といふのは特に目玉商品といつてはば

かからないと思います。これは建設省のような総合

的な建設の計画推進、あらゆる手足を持つた官庁

で総括をされていかれるということは非常にけつ

こうであります。ただ、ともすれば建設行政とい

うものは縦割りになりますと、たとえば厚生省で

の協調という問題を失いますと、せつかくの下水

道事業が財源の問題その他問題で行き詰まるこ

とも予想されるわけございまして、われわれ建

設委員会としてもこの下水道事業の促進のために

は十分全力をあげてやつていかなければならぬ

と思います。天野(光)委員長代理 次回は、来る七日金曜

午前十時委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

建設委員會議錄第二号中正記

四十七年年度

四十七年度

建設委員會議錄第一號中正誤

三
六

四十七年年度

四十七年度

正 費 用 誤 要 用 段 行

八	三	天	四十七年年度
二	二	未	おる(ぢ)
一	三	未	思(い)ません
四	四	末	思(い)ません
三	五	末	思(い)ません
二	六	改	えん
一	七	改	えん

九	天	五	五	五
八		一	二	一
七		三	ません表に	補修費表記込
六		三	三	ですあとの
五		三	三	です、あとの
四		二	ま	せん、表に
三	末	一	ま	せん表記込
二	未	三	せん	ます、こう
一	未	二	れ	東送
九	末	一	題とか。	問題とか、

八
三
二
一
末
未
四
思
改
お
お
思
加

同 第三号中正誤

四十七年年度
おるのじゃ
思ひません
加える

八	二	一	四十七年年度
三	二	末	おるじや
三	三	未	おるじや
四	四	思ひません	思ひません
未	改える	改える	加える

同 第四号中誤正

八二二	四十七年年度	おるのじやん
三三三	末	おるじやん
三四四	末	思ひません
三四四	末	思ひません
三四四	改える	思ひません
三四四	加える	思ひません

ベシ	段行	誤
四	二三	ブレハブ
七	一毛	建設建築物
		ブレハブ
		施設建築物

八二二三三三
四十七年年度
末未未未
おるじゃ思いません
おるのじやん思いません
改える加える

二 一 三 四 五 六 七 八	段行 一毛受付ける 三毛労働者 四毛にたいし 五毛ないのですか 六毛二行目を一行目の下へ続ける	誤 受け付ける 労働省 にいたし ないですか 正
--------------------------------------	--	---

八二二一四十七年年度
三三三末六四十七年年度
二二二末五四十七年年度
一三三末四四十七年年度
思いません思いません
改える改える

昭和四十七年四月十三日印刷

昭和四十七年四月十四日發行

衆議院事務局

印刷者
大藏省印刷局

B